

令和5年度
下関市包括外部監査結果報告書
「情報システムに係る事務及び財務の執行
について-DX（デジタル改革）推進に伴う事務の
整備・運用状況を見据えて-」

（概要版）

令和6年3月
下関市包括外部監査人
公認会計士 吳 正和

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の対象年度	2
5 監査の対象部局	2
6 監査の実施期間	2
7 監査の方法及び着眼点	2
8 監査実施者	3
9 利害関係	3
第2章 監査の対象とした特定の事件の概要	4
1 情報システム及び下関市の情報システム	4
2 下関市の情報システムと下関市の総合政策部情報政策課	4
3 下関市の情報政策課以外の部局課の情報システムについて	7
4 下関市の情報システム関連費（情報政策課）の推移	8
5 地方公共団体における情報システムに関する法令の体系	9
6 DXに対する下関市の取組	10
7 下関市において利用している主な情報システム	14
第3章 監査の結果及び意見	17
1 監査の結果及び意見の定義	17
2 監査の結果及び意見の一覧	17

(本報告書における記載内容の注意事項)

1 本報告書における表記

本報告書の数値又は金額は、原則として表示単位未満を切り捨てて表示しているため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値又は合計金額は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、割合(%)は、原則として表示未満を四捨五入して表示している。

2 数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として下関市が公表している資料、あるいは監査対象とした部局課から入手した資料を用いている。その場合には原則として出典を明示していない。

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

情報システムに係る事務及び財務の執行について

-DX（デジタル改革）推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて-

3 特定の事件として選定した理由

コンピュータ、通信、スマートフォンを中心とした情報システムは、自治体の行政運営において不可欠な役割を果たしている。現代において、デジタル化とDX（デジタルトランスフォーメーション）（*1）の進展は、行政サービスの提供方法を根本的に変えつつある。

また、令和5年に入って、ChatGPT（*2）をはじめとした生成AI（*3）を行政で積極的に活用するか、あるいは使用を禁止するかの議論が立ち起こり、企業が積極的に導入しようとしている中、国の各省庁、地方公共団体で対応がまちまちとなっているところである。

総務省が「クラウドサービス（*4）利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」を公表し、さらに「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、情報システムは行政事務の効率化と市民サービスの向上に寄与している。例えば、スマートフォンの普及により、市民は行政手続をオンラインで行えるようになり、行政サービスの利便性が向上している。

その他、下関市では情報システムへの投資を通じて、デジタル化とDXによる行政サービスの質と効率性の向上に努めている。

情報システムの安定性（*5）と情報システムのセキュリティは、市民情報の保護や行政事務の円滑な運営において極めて重要であると考えられる。したがって、情報システムの包括的な監査は、行政運営の持続的な向上と市民サービスの安定的提供に欠かせないものとなっている。

情報システムの構築、運用については、経済性・効率性が求められるだけでなく、市民にとって有効なシステムであることも重要である。また、情報システムは、事故や災害によりその機能が麻痺した場合、行政事務や市民の生活に与える経済的、質的な損失が非常に大きい。さらに、情報セキュリティに不備があると、個人情報など重要な情報が漏洩する可能性もある。

総務省が推進する自治体及び地域社会のデジタル改革（DX/デジタルトランスフォーメーション）に合わせて、「下関市行政DX基本方針」（以下、「DX基本方針」という。）が策定され推進されていることも選定した理由の一つである。

また、通信の高速化、クラウドの発達により、大規模な設備投資を行わず、利用料さえ払えば、低コストで経済的にデジタル改革（DX）を進めることができる可能性がある。反面、情報漏洩、サイバー攻撃によるリスク等も増大する可能性がある。情報システムの管理に関する内部統制を整備し、情報セキュリティのチェック体制等の業務改革も併せて見直しが行われる必要がある。

加えて、下関市の包括外部監査では、情報システムに係る事務及び財務の執行に関して、今まで、直接的・網羅的にテーマとして取り上げられたことはなかった。

上記の状況を踏まえ、市の財政における重要性及び情報システムセキュリティの必要性を勘案した結果、「情報システムに係る事務及び財務の執行について-DX（デジタル改革）推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて-」をテーマとして取り上げることは市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

（用語の説明）

*** 1 DX**

DX（Digital Transformation、デジタルトランスフォーメーション、デジタル改革）は、デジタル技術を活用した組織等の改革を意味するが、世の中でいわれているDXの定義は、一律ではない（総務省情報通信白書令和3年第1部）。

*** 2 ChatGPT**

ChatGPT（チャットジーピーティー、英語：Chat Generative Pre-trained Transformer）は、OpenAI社が2022年11月に公開した人工知能チャットボットであり、生成AI（人工知能）の一種

*** 3 生成 AI**

生成AI（Generative AI）、生成「Generative」という単語は、「生産または発生することができる」という意味である。生成AIについての厳密な定義はないが、「さまざまなコンテンツを生成できるAI」または「さまざまなコンテンツを生成する学習能力があるAI」ということができる（野村総合研究所）。

*** 4 クラウドサービス**

クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービスである。従来は、利用者側がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していた。クラウドサービスでは、利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、さまざまなサービスを利用できるようになる。

*** 5 情報システムの安定性（Safety of information system）**

情報システムに関わる犯罪、不正行為、個人情報の漏えい、災害等による被害から利用者の安全を確保できる性質のこと。

4 監査の対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）とする。
なお、必要に応じて他の年度についても対象としている。

5 監査の対象部局

令和5年度に利用している情報システムに関し、市の全ての部局課を監査対象とした。なお、個別事案の検討はサンプル抽出した部局課のみである。

6 監査の実施期間

令和5年6月1日から令和6年3月8日まで
（なお、監査契約期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までである。）

7 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査で実施した主な手続は次のとおりである。

第2章 監査の対象とした特定の事件の概要

1 情報システム及び下関市の情報システム

情報システムとは、組織体（または社会・個人）の活動に必要な情報の収集・蓄積・処理・伝達・利用にかかわる仕組みである。この定義は、情報システム学会の一説であるが、情報システムは、広義には、コンピュータやネットワーク、ソフトウェアなどの技術的な要素だけでなく、人や組織、社会などの要素も含んでいる。情報システムは、組織体の業務や目的を達成するために、情報を効率的かつ効果的に活用するための手段として考えられる。

また、令和元年版の総務省情報通信白書（29 ページ）によると、「情報システム」とは、「企業等において、コンピュータやその周辺機器、通信ネットワーク、ソフトウェア等を使用して様々な業務上の処理を行うものをいう」と定義している。

下関市は、下関市行政情報セキュリティポリシーの中で情報システムの定義を狭義に捉え、情報システムを「コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。」として取扱いを定めている。

2 下関市の情報システムと下関市の総合政策部情報政策課

(1) 情報政策課の主な業務内容

情報政策課の主な業務内容は「情報システム・ネットワークの運用保守及び構築、自治体デジタルトランスフォーメーションに関する施策の推進及び支援など」（下関市ホームページ）としている。

(2) 情報政策課の人員と業務

情報政策課の人員は、令和5年度では、DX推進室と情報システム管理係に分かれており、以下の人員となっている。

- ・職員13名、会計年度任用職員2名計15名
- ・係別は、課長1名、課長補佐1名を除き、以下のとおり
- ・DX推進室3名（担当課長1名、課長補佐1名、主任1名）
- ・情報システム管理係10名（係長他8名、会計年度任用職員2名）

なお、情報政策課の職員15名のすべての職員が、ITの専門というわけではないとのことである。この少人数の中で、先の主たる業務「情報システム・ネットワーク（*）の運用保守及び構築、自治体デジタルトランスフォーメーションに関する施策の推進及び支援」の他、情報セキュリティに関する研修及び監査を行っている。

（用語の説明）

*ネットワークとは、コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 下関市行政情報セキュリティポリシーと「三層の構えの自治体情報システム例」

下関市行政情報セキュリティポリシーは、同ポリシーにおいて「下関市IT推進本部」が決定するものとされている。一方で、下関市行政情報セキュリティポリシーは、総務省が公表している「地方公共団体情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に作成されている。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和

5年3月版) iii-36 ページで(図表 21) 三層構えの自治体情報システム例が説明されている。

「三層構え」、「三層の対策」(*1)による情報セキュリティ(*2)対策の強化については、2015年の年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による自治体情報セキュリティ対策検討チームが設置され、その検討チームの報告の中で、自治体の対策内容として「三層の対策」が提案されたものである。

(用語の説明)

*1 三層構え、三層の対策

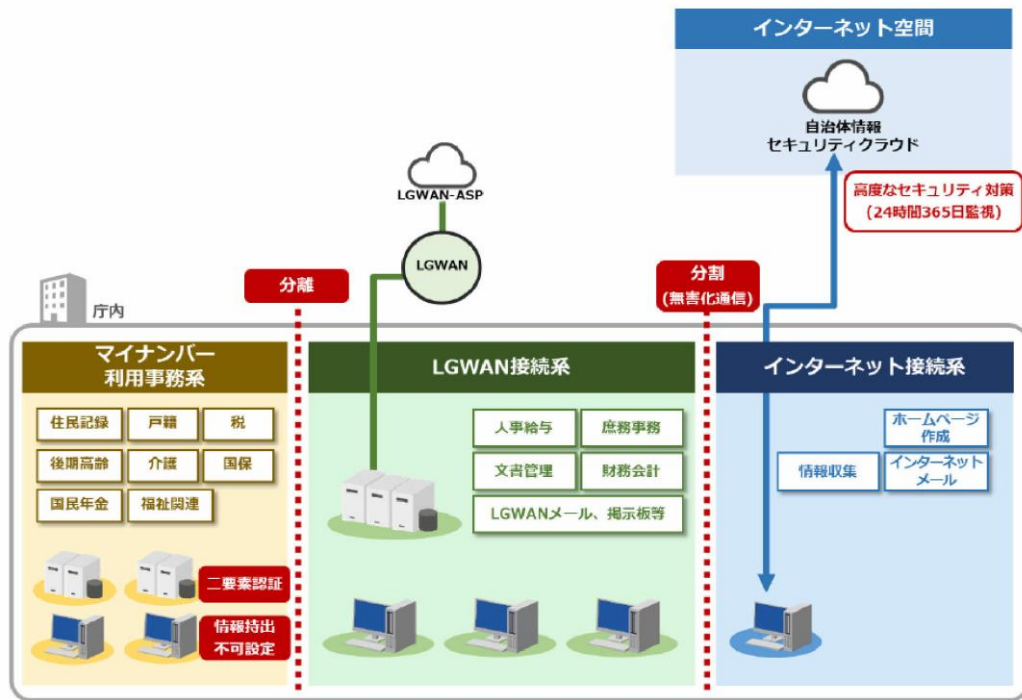
三層構え、三層の対策については、後述の「三層の対策」概要の図表を参考されたい。

*2 情報セキュリティ

情報セキュリティとは、情報資産(*3)の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

*3 情報資産

情報資産とは、企業や組織などで保有している情報全般のこと。顧客情報や販売情報などの情報自体に加えて、ファイルやデータベースといったデータ、CD-ROMやUSBメモリーなどのメディア、そして紙の資料も情報資産に含まれる。



図表 21 三層の構えによる自治体情報システム例

この三層構えの自治体情報システムの概要は以下の通りである。複雑・巧妙化しているサイバー攻撃の脅威により、地方公共団体の行政に重大な影響を与えるリスクが想定されるため、情報システムにおいては、機密性(*4)はもとより、可用性(*5)や完全性(*6)の確保にも十分配慮した、情報システム全体の強靱性の向上が求められる。情報システム全体の強靱性の向上を「三層の対策」により実現する。

○マイナンバー利用事務系（*7）

①マイナンバー利用事務系と他の領域との分離

マイナンバー利用事務系においては、住民情報の流失を防ぐ必要があることから、他の領域（接続系及びインターネット接続系）との通信をできないようにしなければならない。統合パッケージシステムを利用している場合であっても、マイナンバー利用事務系とL GWAN接続系との端末は分けなければならない。

②情報のアクセス及び持ち出しにおける対策

○L GWAN接続系（*8、*9）

①L GWAN接続系とインターネット接続系を分割しL GWAN環境のセキュリティを確保

②L GWAN-ASPとの接続

L GWAN-ASPは、L GWAN を介して利便性の高い各種サービスを提供するサービスである。

なお、後で記述する、下関市が導入した「L o G oチャット」は、L GWAN-ASPサービスとして提供している自治体専用のビジネスチャットツールである。

○インターネット接続系（*10）

都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を実施。情報セキュリティ対策の必要性が強調され、サーバ等の監視、情報セキュリティ機器の導入、（人的な）情報セキュリティ運用監視によるものとしている。また、自治体情報セキュリティクラウドの導入等による情報セキュリティ対策では、情報セキュリティレベルの向上とコスト削減が期待されるとしている。

（用語の説明）

*4 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

*5 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

*6 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

*7 マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定義による）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

*8 L GWAN

L GWAN（総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network））は、地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである。

*9 L GWAN接続系

L GWAN接続系とは、L GWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

* 10 インターネット接続系

インターネット接続系とは、インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(4) 下関市の情報政策課の主たる業務と「三層構えによる自治体情報システム」

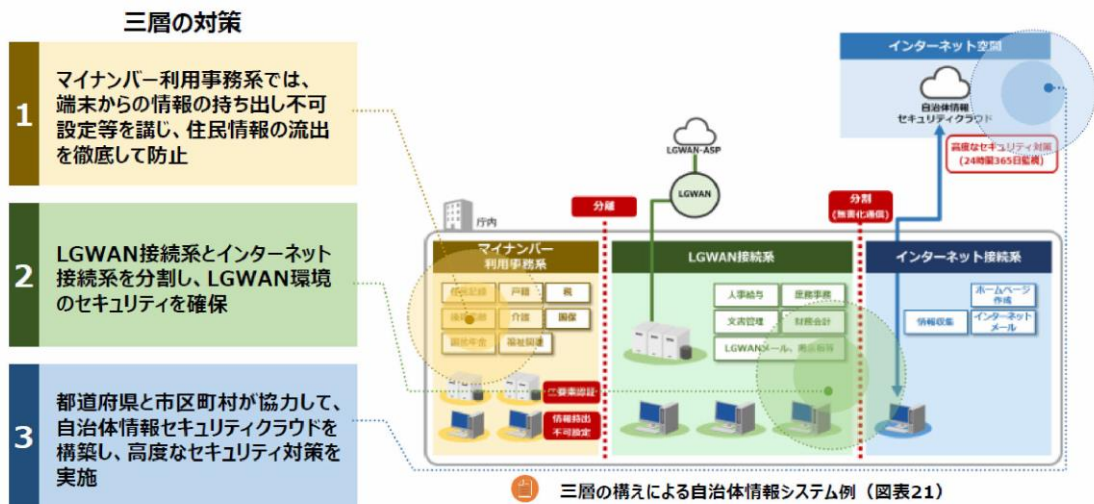
下関市の情報政策課の主たる業務を「三層構えの自治体情報システム」の例から説明する。

「三層構えの自治体情報システム」の中で、自治体情報システムを下関市に当てはめた場合、情報政策課の主たる業務は、マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系に渡る市内ネットワークの整備並びにそれぞれのネットワーク領域において全庁的に利用されるシステムの構築及び運用保守等であると説明を受けている。

したがって、特定部局の業務に特化したシステムの構築・運用管理については、それぞれの業務担当課の所管となっており、情報政策課は技術的な助言等は行うものの直接的には携わっていない。

「三層の対策」概要

- ・ 複雑・巧妙化しているサイバー攻撃の脅威により、地方公共団体の行政に重大な影響を与えるリスクが想定されるため、情報システムにおいては、機密性はもとより、可用性や完全性の確保にも十分配慮した、情報システム全体の強靭性の向上が求められる。
- ・ 情報システム全体の強靭性の向上を「三層の対策」により実現する。



(総務省 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要及び直近の改定内容 令和5年10月10日 3ページ)

3 下関市の情報政策課以外の部局課の情報システムについて

前述の2.の「三層構えの自治体情報システム」の情報システムの中で下関市の情報政策課の主たる業務は、主として、LGWAN接続系とインターネット接続系のネットワークにかかわる業務を中心としたものとなっている。

下関市の情報政策課以外の部局課が独自又は追加で購入あるいは、リース契約した情報システム（ハードウェア（サーバー等も含む。）、ソフトウェア等）については、各部局課での取り扱いとなっている。

部局課が独自又は追加で購入あるいはリース契約したハードウェア（サーバー等も含む。）やソフトウェア・アプリケーションその他の記録媒体等については、各部局課で、予算が計上され、経費あるいは備品計上され、システムに係る運用・保守点検も各部課が行うことになる。

4 下関市の情報システム関連費（情報政策課）の推移

情報政策課の歳出・経費 : 円

歳出・経費の科目	令和5年度（予算）			令和4年度（決算）		
	情報システム管理係	DX推進室	課合計	情報システム管理係	DX推進室	課合計
機器購入費	48,397,009	0	48,397,009	2,186,580	0	2,186,580
レンタル・リース	432,509,000	208,000	432,717,000	424,392,050	2,079,000	426,471,050
回線使用料	51,626,000	213,000	51,839,000	50,234,845	258,852	50,493,697
機器・ソフトの保守料	79,574,000	1,043,000	80,617,000	77,283,602	0	77,283,602
派遣要員人件費	0	0	0	0	46,026,378	46,026,378
委託費	213,085,000	86,578,000	299,663,000	60,525,168	0	60,525,168
安全対策費	5,588,000	0	5,588,000	5,074,146	0	5,074,146
各種研修費用	231,000	650,000	881,000	795,300	0	795,300
その他	345,443,991	15,958,000	361,401,991	155,666,268	6,664,920	162,331,188
合計	1,176,454,000	104,650,000	1,281,104,000	776,157,959	55,029,150	831,187,109

（注）DX推進室は、令和4年度より設置

情報政策課の歳出・経費 : 円

歳出・経費の科目	令和3年度（決算）	令和2年度（決算）
	課合計	課合計
機器購入費	4,998,026	1,868,350
レンタル・リース	426,742,908	424,915,168
回線使用料	51,340,865	51,399,821
機器・ソフトの保守料	67,498,823	75,639,048
派遣要員人件費	0	0
委託費	97,569,615	80,375,670
安全対策費	5,061,650	5,544,352
各種研修費用	735,900	722,700
その他	956,321,742	153,484,356
合計	1,610,269,529	793,949,465

【情報政策課の歳出・経費の一般会計の歳出総額の占める割合】

歳出・経費の科目	令和5年度（予算）			令和4年度（決算）		
	情報システム管理係	DX推進室	課合計	情報システム管理係	DX推進室	課合計
情報政策課の歳出・経費	1,176,454,000	104,650,000	1,281,104,000	776,157,959	55,029,150	831,187,109
一般会計 歳出総額	122,520,000,000	122,520,000,000	122,520,000,000	140,088,843,903	140,088,843,903	140,088,843,903

: 円

情報政策課の歳出・経費 ÷一般会計歳出総額	0.96%	0.09%	1.05%	0.55%	0.04%	0.59%
--------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

【情報政策課の歳出・経費の一般会計の歳出総額の占める割合】

歳出・経費の科目	令和3年度（決算）	令和2年度（決算）
	課合計	課合計
情報政策課の歳出・経費	1,610,269,529	793,949,465
一般会計 歳出総額	125,452,494,297	143,559,609,252

: 円

情報政策課の歳出・経費 ÷ 一般会計 歳出総額	1.28%	0.55%
----------------------------	-------	-------

- ・情報政策課の歳出・経費の一般会計の歳出総額の占める割合は、高くなく 0.5% から 1% 前後で推移している。
- ・下関市の情報政策課以外の部局課が独自又は追加で購入あるいは、リース契約した情報システムに係る歳出・経費については、各部署での歳出・経費となっている。
- ・平成 30 年 3 月 30 日に総務省地域力創造グループ地域情報政策室が、「市区町村における情報システム経費の調査結果について」を全市町村で調査公表しているが、それ以降は公表されていない。既に 5、6 年が経過し、データが古くなってきていると考えられるので、この調査と引用比較はしなかった。

5 地方公共団体における情報システムに関する法令の体系

情報システムに関する主な条例等

情報システムに係る事務に関する下関市の主な条例、規則等は次のとおりである。

【情報システム関連条例、規則等】

- 下関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 4 年条例第 34 号）
- 下関市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 4 年規則第 70 号）
- 下関市 IT 推進本部の設置に関する規程（平成 27 年訓令第 6 号）
- 下関市システム共通基盤管理運営規程（平成 29 年訓令第 13 号）
- 下関市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに係る管理規程（平成 17 年訓令第 16 号）

【個人情報保護関連条例、規則等】

- 下関市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年条例第 45 号）
- 下関市議会の保有個人情報の写しの交付に要する費用に関し必要な事項を定める規則（令和 5 年規則第 42 号）
- 下関市選挙管理委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和 5 年選挙管理委員会告示第 46 号）
- 下関市監査委員が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和 5 年監査委員規程第 1 号）
- 下関市公平委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則（令和 5 年公平委員会規則第 3 号）
- 下関市農業委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和 5 年農業委員会訓令第 1 号）
- 下関市固定資産評価審査委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和 5 年固定資産評価審査委員会規程第 1 号）
- 下関市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 35 号）

- 下関市個人情報保護法施行細則（令和 5 年規則第 40 号）
- 下関市個人情報保護審査会規則（令和 5 年規則第 41 号）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 50 号）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 27 年規則第 85 号）
- 下関市教育委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 5 号）
- 下関市上下水道局の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程（令和 5 年上下水道局規程第 8 号）
- 下関市ボートレース事業管理者が管理する個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成 26 年競艇企業局規程第 4 号）
- 下関市個人情報保護条例施行規程（平成 18 年消防局訓令第 1 号）

【その他】

- 下関市行政情報セキュリティポリシー（下関市 IT 推進本部令和 5 年 4 月）
- 下関市情報セキュリティインシデント等に対する緊急時対応計画（令和 5 年）
- 下関市 LoGo チャット運用ガイドライン（令和 5 年 4 月）

6 DXに対する下関市の取組

下関市では、令和 5 年 3 月に「下関市行政DX基本方針」（以下「DX基本方針」という。）が策定されている。DX基本方針の概要版に基づくと、その概要は次のとおりである。

(1) DX基本方針策定の背景（趣旨）

地方自治体においては、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少による労働者不足が深刻化する一方で、高齢者人口がピークを迎えることで起こりうる「2040 年問題」が危惧される中、市民のライフスタイルの多様化や高齢化の進行による市民ニーズの増加が予想され、自治体における財的・人的資源が大きく制約されることが指摘されている。これらの問題を、限られた経営資源で適正かつ効率的に解決するためには、先進のICT技術等を活用した取組を実施し、業務改革はもとより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供して、市民の利便性向上を図っていく必要がある。

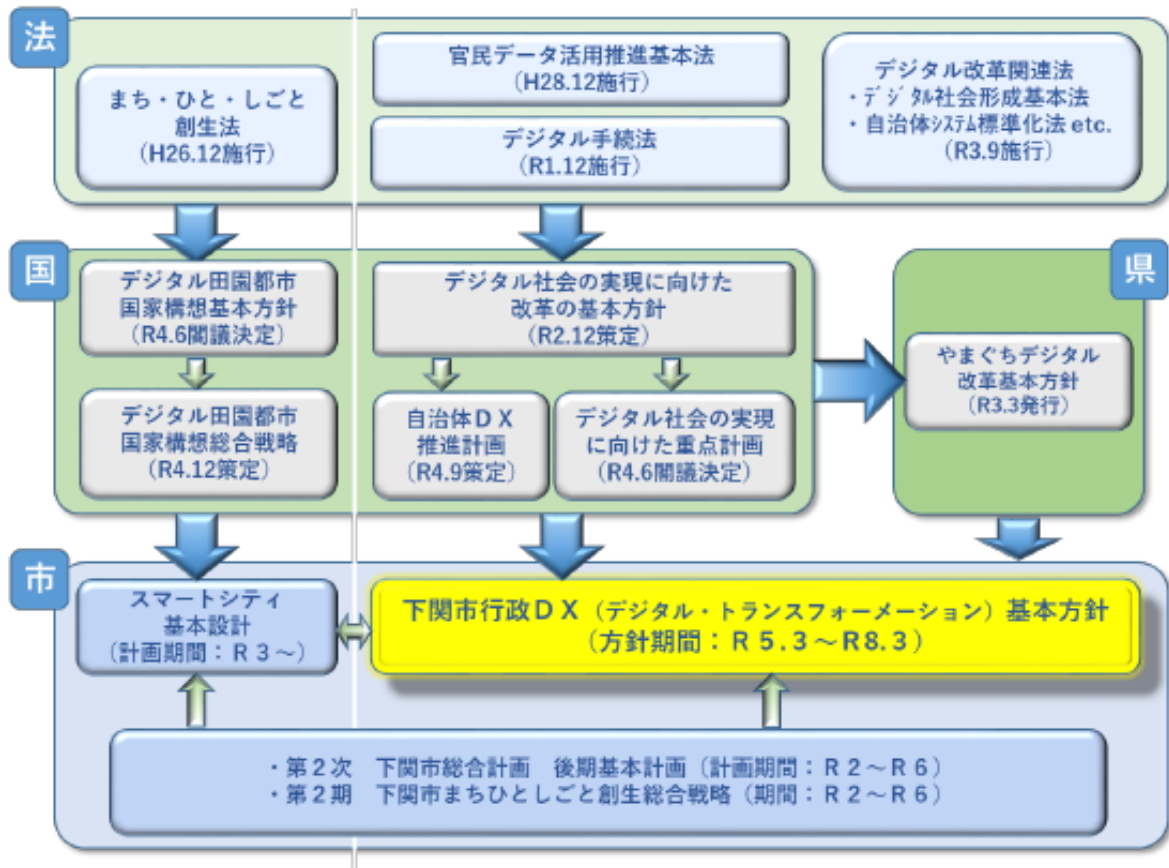
こうした背景を踏まえ、本市の行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の基本的な考え方となる「下関市行政DX基本方針」を策定することとする。

(2) DX基本方針の位置づけ

デジタル改革関連法等及び国の各種計画等並びに第 2 次下関市総合計画を踏まえ、DX基本方針が次のとおり位置づけられている。

- ① 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ「自治体DX推進計画」が示す取組事項を実施する方針として位置づける。
- ② 県の「やまぐちデジタル改革基本方針」を踏まえた方針として位置づける。
- ③ 本市の「第 2 次下関市総合計画」に関連する個別計画として位置づける。

- ④ 本市スマートシティ基本設計の取組事項と連携し、行政分野におけるデジタル化方針として位置づける。



(3) 理念

デジタルによる持続可能で質の高い行政サービスの確保

(4) 期間

令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)まで

(5) DX基本方針における「3つの基本方針」

①市民の利便性向上

- イ) マイナンバーカードの普及促進
- ロ) 行政手続のオンライン化
- ハ) 窓口業務のデジタル化
- ニ) オープンデータの推進

②行政事務の効率化

- イ) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- ロ) AI・RPAの利用推進
- ハ) 多様な働き方改革の推進

③職員のデジタル意識改革

- イ) デジタル人材の確保・育成
- ロ) セキュリティ対策の徹底

その他事項

- イ) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
 - ロ) デジタルディバイド対策
 - ハ) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し
- ・以上につき、下関市行政DX基本方針<概要版>で示されている。

下関市行政DX基本方針〈概要版〉

町 職 市 民 部 局	地方自治体においては、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少による労働者不足が深刻化する一方で、高齢者人口がピークを迎えることで起こりうる「2040年問題」が危惧される中、市民のライフスタイルの多様化や高齢化の進行による市民ニーズの増加が予想され、自治体における財的・人的資源が大きく制約されることが指摘されています。これらの問題を、限られた経営資源で適正かつ効率的に解決するためには、先進のICT技術等を活用した取組を実施し、業務改革はもとより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供して、市民の利便性向上を図っていく必要があります。 こうした背景を踏まえ、本市の行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の基本的な考え方となる「下関市行政DX基本方針」を策定することとします。	理 念 デジタルによる持続可能で質の高い行政サービスの確保
	①国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ「自治体DX推進計画」が示す取組事項を実施する方針として位置づけます。 ②県の「やまぐちデジタル改革基本方針」を踏まえた方針として位置づけます。 ③本市の「第2次下関市総合計画」に関連する個別計画として位置づけます。 ④本市スマートシティ基本設計の取組事項と連携し、行政分野におけるデジタル化方針として位置づけます。	期 間 令和4年度（2022年度）から 令和7年度（2025年度）まで

下関市行政DX基本方針における「3つの基本方針」

1 市民の利便性向上 (1) マイナンバーカードの普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードを活用した行政サービスの拡充を図ります。 ● 証明書のコンビニ交付サービスの拡充を検討します。 (2) 行政手続のオンライン化 <ul style="list-style-type: none"> ● マイナポータルとの連携を図ったオンライン手続きを拡大します。 ● 汎用電子システムを利用したオンライン手続きの拡大を図ります。 (3) 窓口業務のデジタル化 <ul style="list-style-type: none"> ● ICTツールを活用した新たな窓口サービスを検討します。 ● キャッシュレスサービスの導入を図り、様々な支払い方法を提供します。 (4) オープンデータの推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 公共データを市民等が利用しやすい形で提供し、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進します。 	3 職員のデジタル意識改革 (1) デジタル人材の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ● 外部人材を活用し、DX施策を効率的かつ効果的に推進します。 ● 「下関市デジタル人材育成方針」を策定し、職員の所属や職位に応じたデジタル技術の知識・能力を養う研修を実施します。 (2) セキュリティ対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ● 国のガイドライン等を踏まえ、本市行政情報セキュリティポリシーへの反映を適切に実施します。 ● セキュリティポリシーに基づき幅広く職員にセキュリティ研修を実施します。 その他事項 (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 <ul style="list-style-type: none"> ● 産学官で構成する「スマートシティ推進協議会」を中心に行政・医療・教育・産業・観光等の各分野にわたりデジタル施策を推進します。 (2) デジタルバйд対策 <ul style="list-style-type: none"> ● すべての国民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせるために、特にデジタル機器の活用不安のある高齢者に対してスマホ教室等の開催を通して「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指します。 (3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル化を阻害する条例・規則等の点検、見直しを実施します。
---	---

令和5年度時点において、情報システムに関するDXに関して

- ・職員のコミュニケーションツールとして、ロゴチャット（LoGoチャット後述説明）を個人のスマートフォンに登録申請できるようにした。

「LoGoチャット」は、株式会社トラストバンク社がLGWAN-ASPサービスとして提供している自治体専用のビジネスチャットツールである。

・ChatGPT 等の生成 AI については、庁内検証を実施するなど、導入に向け検討を行っている。

7 下関市において利用している主な情報システム

主な情報システム（ハードウェア・ソフトウェア）の状況

通常、システムといえばソフトウェア・アプリケーションを記述するが、ここではハードウェア（自己所有・リース契約分も含む。）も記述した。

往査日付	部局名	課所室名	コンピュータシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の名称
8月25日	総合政策部	情報政策課	内部情報系パソコン（令和元年度～令和4年度）
8月25日	総合政策部	情報政策課	IPKNOWLEDGE（文書管理・財務会計・人事給与システム）
9月19日	総合政策部	広報戦略課	広報業務用パソコン
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	タブレット（iPad Apple 生徒指導）18,987台他各小中学校
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	電子黒板（生徒指導）670台他各小中学校
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	校務用パソコン（Windows10）408台、335台、354台他
9月20日	教育部教育委員会	学校支援課	教育ネットワーク
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	システムパソコン特注製作・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	23インチタッチパネル・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	23型ワイドLCDタッチモニター・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	ビジネスパソコン（デスクトップ型）特注品・検索システム
9月21日	教育部教育委員会	歴史博物館	コンテンツサーバー、検索システム
9月22日	菊川総合支所	建設農林課	菊川町広域監視総合監視システム
9月25日	教育部教育委員会	文化財保護課	下関市立考古博物館パソコン
9月26日	環境部	環境施設課（奥山工場）	180t 炉中央制御システム
9月26日	環境部	環境施設課（奥山工場）	170t 炉中央制御システム
9月26日	環境部	環境施設課（奥山工場）	監視カメラシステム
9月28日	教育部教育委員会	中央図書館	図書館システム

往査日付	部局名	課所室名	コンピュータシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の名称
9月28日	教育部教育委員会	中央図書館	自動化書庫システム
10月3日	豊浦総合支所	下関北部建設事務所	土木積算システム
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	事務作業用パソコン
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒用タブレット 491台 Windows10 他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	教員用タブレット 52台 Windows10 他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	電子黒板・タッチパネルディスプレイ 16台
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒・教員用デスクトップパソコン 110台他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒・教員用ノートパソコン 95台他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	生徒用タブレット iPad Apple34台他
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	電算機器等サーバー
10月6日	教育部教育委員会	下関商業高等学校	図書館システム
10月13日	ボートレース企業局	ボートレース事業課	公営企業会計システム
10月13日	ボートレース企業局	ボートレース事業課	中央情報処理システム
10月16日	市民部	市民サービス課	戸籍総合システム
10月16日	市民部	市民サービス課	コンビニ等証明書発行システム
10月16日	市民部	市民サービス課	住民基本台帳システム
10月16日	市民部	市民サービス課	コンビニ等戸籍証明書発行システム
10月16日	市民部	市民サービス課	旅券発給管理システム
10月17日	消防局	情報指令課	高機能消防指令センターシステム
10月17日	消防局	情報指令課	業務支援クライアント端末
10月18日	港湾局	施設課	下関市港湾管理者情報システム
10月18日	港湾局	施設課	明積
10月30日	福祉部	介護保険課	介護保険事業者管理システム
10月31日	豊田中央病院	豊田中央病院	企業会計システム
10月31日	豊田中央病院	豊田中央病院	医事事務システム

往査日付	部局名	課所室名	コンピュータシステム（ハードウェア・ソフトウェア）の名称
10月31日	豊田中央病院	豊田中央病院	電子カルテ装置
11月1日	上下水道局	企画総務課	3Sパソコン70台、58台、57台他
11月1日	上下水道局	企画総務課	内部情報システム
11月1日	上下水道局	企画総務課	人事給与管理システム
11月1日	上下水道局	経営管理課	公営企業会計システム (機器等の保守業務)
11月1日	上下水道局	経営管理課	成績評定管理システム (機器等の賃貸借業務)
11月1日	上下水道局	経営管理課	契約管理システム (機器等の賃貸借業務)
11月1日	上下水道局	お客さまサービス課	料金調定システム
11月1日	上下水道局	給水課	水道管路情報システム
11月1日	上下水道局	給水課	窓口閲覧システム
11月1日	上下水道局	上水工務課	設計積算システム
11月1日	上下水道局	浄水課	遠隔監視システム
11月1日	上下水道局	浄水課	監視システム
11月1日	上下水道局	浄水課	水道設備情報システム
11月10日	総務部*総合政策部	職員課*情報政策課	人事給与システム(*文書管理・財務会計・人事給与システムのサーバーは、情報政策課にある。)
11月10日	総務部	職員課	人事情報総合システム
11月10日	総務部	職員課	人事評価システム Leaf
11月10日	総務部	職員課	モバイルネットワーク用タブレット端末
11月13日	出納室	出納室	OCR納付書読取システム
11月13日	出納室*総合政策部	出納室*情報政策課	財務会計システム(*文書管理・財務会計・人事給与システムのサーバーは、情報政策課にある。)
11月13日	出納室	出納室	口座データ伝送システム

第3章 監査の結果及び意見

1 監査の結果及び意見の定義

本報告書は、地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、監査の結果に関しては、「結果」（本報告書では「指摘」と記載している。）及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、これらを次のように定義した。

監査の「指摘」：法令、条例、規則等に反していると判断される事項や包括外部監査人として社会通念上適切性を欠き不当と判断した事項

監査の「意見」：「指摘」以外で、包括外部監査人として将来のために改善・検討していくことが望ましいと判断した事項

2 監査の結果及び意見の一覧

本章の「3. 監査の結果及び意見（総論）」及び「4. 監査の結果及び意見（個別事案）」に記載した指摘事項は13件、意見は26件であった。

区分	総論	個別事案	計
指摘	1	12	13
意見	7	19	26
計	8	31	39

一覧は下表のとおりであるが、具体的な内容や記載の根拠については該当する個別の項目の本文を参照されたい。

番号	指摘又は意見	内容（要約）
【総論】		
総	1	<p>【意見】 情報セキュリティポリシーの公開について</p> <p>「下関市行政情報セキュリティポリシー」をホームページで市民に公開すべきである。</p> <p>1 総務省は、令和5年3月28日、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）」を策定し、公開している。</p> <p>2 下関市においても「下関市行政情報セキュリティポリシー」が策定されているが、上記1基本方針を含めて一切公開されていない。</p> <p>現在の地方公共団体の情報セキュリティポリシーは、基本的に総務省が作成したガイドラインに準拠しており（総務省の令和4年版では、下関市は、ほぼ同じ内容である。）、これを公開したからと言ってセキュリティリスクが生じるという事態はおおよそ想定できない。</p> <p>3 一般的に、民間企業における情報セキュリティポリシーはステークホルダーに対して公開されることが多い。これは、情報セキュリティポリシーを公開することで、従業員のセキュリティ意識向上を寄与させるだけでなく、取引先やエンドユーザーからの信頼向上</p>

			といった副次的な効果を得られることも期待されている。
総	2	【指摘】開発元サポート期間が終了したOSについて	<p>開発元サポート期間が終了した Windows7、Windows8 などサポートが終了したOSのまま利用されているパソコンが散見された。</p> <p>そのOSのままコンピュータや機器を使用続けた場合、不具合や脆弱性を抱えたままの状態となり、サイバーセキュリティのリスクが非常に高まることになる。OSのサポート終了時期については、事前に周知されているものであり、サポート終了時期を見据えて、計画的な情報端末またはOSの更新がなされるべきである。</p> <p>下関市政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第6「技術的セキュリティ」__4__(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」と定められている。</p> <p>総務省の「国民のためのサイバーセキュリティサイト」でも一般利用者向けにサポート期間が終了するソフトウェアに注意を促している。</p>
総	3	【意見】職員の情報セキュリティに関する研修について	<p>職員の情報セキュリティに関する研修を充実すべきである。</p> <p>情報セキュリティに関する研修は、年1回であるが、参加者は情報セキュリティ管理者（課所室長）が指名する者及び受講希望者であり、ほとんどの課からは1名の参加である。</p> <p>情報セキュリティを取り巻く脅威や対策は常に変化しており、PDCAサイクルの繰り返しによる情報セキュリティの向上が必要である。情報セキュリティに関する研修は、毎年、受講者を多く募り充実すべきである。</p>
総	4	【意見】情報政策課による情報セキュリティ監査について	<p>情報政策課による情報セキュリティ監査については、監査対象数を増やすことや外部監査の実施が検討されるべきである。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第9__評価等__1__監査として、毎年度及び必要に応じて、監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）を実施するものとされている。</p> <p>情報セキュリティ監査の監査報告書を確認したところ、指摘事項（改善を要すると判断した事項）が複数あり、情報セキュリティ監査の有用性が改めて確認できた。もっとも、被監査部門数は人的問題も影響しているため、2、3部門と極め</p>

			て少なく、部局課によっては長期間、システム監査を受けることがない状況になりうると思料された。
総	5	【意見】情報セキュリティ監査の選定について	<p>情報セキュリティ監査の選定にあたっては、事前調査や毎年度実施されている自己点検結果などから監査対象の選定について工夫されるべきである。</p> <p>実効的な監査を行うため、広く事前調査（例えば、本包括外部監査で行った原課調達のソフト・ハードの調査）を行ったり、各部門で実施されている自己点検結果などを確認したりするなど、事前に問題がある可能性がある被監査部門の選定がなされるべきである。</p>
総	6	【意見】情報セキュリティ監査において指摘された事項について	<p>情報セキュリティ監査において指摘された事項については、被監査部門以外に対しても積極的に情報提供するとともに、同種事案がないか確認されるべきである。</p> <p>情報セキュリティ監査において指摘された点については、積極的に被監査部門以外にも情報提供され、自主的な改善を促すとともに、必要に応じて、被監査部門以外において当該問題がないかどうか確認する必要がある。</p>
総	7	【意見】情報セキュリティ監査結果の公開について	<p>情報セキュリティ監査結果の公開が検討されるべきである。</p> <p>情報セキュリティ監査ガイドライン 2.2.6では、「情報セキュリティ監査の結果について、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点から積極的に公開することが望まれる」とされており、情報セキュリティ監査結果の公開が検討されるべきである。</p>

<p>総</p>	<p>8</p>	<p>【意見】 インターネット系パソコンの配備について</p>	<p>インターネット系パソコンについて継続利用の必要性の可否と追加配置については費用対効果から検討すべきである。</p> <p>従前、L G W A N接続系という独自の自治体間ネットワークのみに接続でき、外部のインターネット接続ができないため、各課にインターネット接続用のパソコンが配置されていたが、ダブルブラウザ(クライアント仮想化の画面転送の仕組みにより、仮想環境上に用意したブラウザから安全にインターネットを利用させる)の導入により、インターネット系パソコンの必要性がなくなっている部署があった。(豊浦総合支所)</p> <p>一方、3 Sパソコンのサーバーのデータ領域は、課ごとに割り当てが決まっておりデータ保存上不足するなどの理由で追加配備を必要とする部署もある。</p> <p>具体的な必要性が認められないパソコンを配備することは、費用対効果から疑問がある一方、追加で必要とされる部署への追加配備についても費用対効果から検討されるべきである。</p>
----------	----------	--	--

【個別事案】（共通する指摘、意見については、最初の同じ番号を記載している。）			
総合政策部広報戦略課			
個	1	【意見】私有物のパソコン、モバイル端末の業務使用について	<p>事前に所属長の許可を得た上で私有物のパソコンを業務で使用していた。これは、下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定となっており手続上は問題ない。</p> <p>ただ、私有物のパソコンの使用は、あくまで下関市行政情報セキュリティポリシーの例外規定であり、下関市（三段構えによる）自治体の情報システムからの離脱ともいえる。</p> <p>私有物のパソコン、モバイル端末の業務使用が長期に及ぶ場合には、部・課として予算計上し、購入またはリース使用を検討し、あるいは情報政策課にインターネットパソコン等（3Sパソコン）の追加設置の申請の検討を行うべきである。</p>
教育部教育研修課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて（共通）	<p>開発元のサポート期間が終了したOS（Windows7）を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。</p> <p>原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7のままであった。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第6__4__(1)キ「業務で利用するソフトウェアは、パッチの提供、バージョンアップ等の開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用してはならない」に違反するものであり、早急に対応が必要である。</p> <p>総論 2【指摘】開発元サポート期間が終了したOS（*）について結論は共通するが、個別事案としては、導入時期の相違や、他の設備やソフトウェアに影響するものがあり、個別事案でも記載している。</p>
個	3	【指摘】機密性の高いファイルについて	<p>機密性（情報が権限のない第三者に漏洩しないよう保護すること）の高いファイルについては、保管方法を改めるべきである。</p> <p>教育相談支援を行っている児童に関するファイルが持ち出し用パソコンのデスクトップ上のフォルダに保管されていた（パスワードロックなし）。当該ファイルは、当該児童のセンシティブ情報であり、機密性の高い情報であることは明らかである。</p>

個	4 (共通)	【指摘】ウィルス対策ソフトの導入について (共通)	<p>原課で調達されたパソコンについて、OS 付属ソフト (Windows ディフェンダー (Defender)) 以外のウィルス対策ソフトが確認できなかった。他のウィルス対策ソフトを導入も検討すべきである。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー_情報セキュリティ対策基準_第6_4_(1)ク「不正プログラムの感染又は侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施しなければならない」に違反するものではない。Windows ディフェンダーのブロック・検知機能は高い評価を得ていることは確かである。</p> <p>しかし、総務省「国民のためのサイバーセキュリティサイト」の「ウィルス対策ソフト」の記述の後半では、「しかし、ウィルス対策ソフトを導入すれば対策が万全ということではありません。ウィルスも日々進化しており・・・」としている。</p> <p>取り扱う情報の機密性や使用用途等を勘案のうえ、セキュリティレベルを検討し、Windows ディフェンダーのみのウィルス対策について検証を行い、問題がある場合には、OS 付属ソフト以外のウィルス対策ソフトを導入の検討をするべきである。</p>
個	5	【意見】原課調達パソコンの使用目的、有効性について	<p>原課で調達するパソコンについて、使用用途に適合した適切な調達がなされるべきである。</p> <p>原課で調達するパソコンについては、各課の判断による購入がなされている。しかし、購入されたパソコンの中には、使用目的に合ったシステムパフォーマンスを満たさないものがあり、活用されていない状況のものがあった (監査時にも立ち上げができなかった)。有効性や効率性から問題があると言わざるを得ないものがあった。</p> <p>原課でのパソコン調達にあたっては、使用目的、利用計画を明確に立てた上、適合した機器を導入する必要がある。</p>
教育部学校支援課			
個	6	【指摘】電子黒板の備品管理について	<p>教育センターの電子黒板の備品管理を徹底すべきである。</p> <p>教育センター内の電子黒板については、3 万円以上するものであり、備品整理票の貼付が確認できなかった (下関市会計規則第 109 条第 1 項及び同条第 2 項本文参照)。</p>

			電子黒板にも導入当初は貼付されていたと考えるが、日々の使用によって剥がれてしまったものと思われる。備品管理を徹底すべきであり漏れのないようにされたい。
下関市立歴史博物館			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】 開発元のサポートが終了したOSについて (共通) と同様 原課で調達されたパソコンの一部のOSがWindows7 及びWindows8 であった。 当該パソコンは、情報検索サービス (下関市立歴史博物館アーカイブス) が故障中のため利用されていないとの説明があったが、当該パソコン内には多数のデータファイルが残存しており、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。なお、当該パソコンを廃棄するにあたっては、情報セキュリティ対策基準_第41 (7) に従った適切な廃棄を行う必要がある。
個	7	【意見】情報検索サービス(下関市立歴史博物館アーカイブス導入)の有効性について	情報検索サービス (下関市立歴史博物館アーカイブス) の導入の有効性について、適切なものであったか検証がなされていない。 開館時に設置され、同施設のリーフレット内にも記載がある情報検索サービス (下関市立歴史博物館アーカイブス) が故障中であり、利用できない状況であった (多額の修理費用がかかるため、復旧の見込みがないとのこと)。高額のシステムであったにもかかわらず、開館より7年 (6年目で故障) しか経過しておらず、システムの調達について、問題があった可能性があると言わざるを得ない。
個	8	【意見】機器の保守管理の随意契約について	機器の保守管理について、安易な随意契約をすることなく、一般競争入札を検討すべきである。やむを得ず随意契約が選択される場合も、当該検証が可能な記録を残すべきである。 機器の保守管理について、納入業者による保守が随意契約によりなされていたが、監査時に保守に関する報告書を確認したところ、汎用的なプロジェクターの点検・修理など納入業者による保守が必須となる内容とは認められなかった。 納入業者がそのまま保守を行うことは本来的には効率が良いはずであり、費用も安価である。もっとも、納入業者=保守業者ということが当然になれば、本来は調達にかかる費用を保守に上乗せしておくことにより、当初の入札価格を低く抑えることも可能となってしまう。

			<p>随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき」という例外的なものであることを再確認するとともに、やむを得ず随意契約による場合であっても、下関市随意契約ガイドラインに従った慎重な検討（著作権など排他的権利に該当する場合や密接不可分の関係にある場合でもその具体的内容を明示する。）をすることが求められる。</p>
下関市立考古博物館			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポートが終了したOSについて(共通)と同様 サポートが終了しているOS(Windows7)を搭載したパソコン
個	4 (共通)	【指摘】ウィルス対策ソフトの導入について(共通)	4(共通)【指摘】ウィルス対策ソフトを導入すべきである(共通)と同様
個	9	【指摘】電子機器の備品管理について	<p>備品台帳に記載のないモニター1台が確認された、備品整理票も確認できなかった備品管理を徹底すべきである。(下関市会計規則第109条第1項及び同条第2項本文参照)。</p> <p>寄付による取得であったため備品管理から漏れていたものと思われる。(現行3万円基準)備品管理から漏れやすい類型を共有するとともに、備品管理を徹底すべきである。</p>
個	10	【意見】ホームページの保守の随意契約について	<p>ホームページの保守について、納入業者との随意契約によって保守契約がなされていた。例外的な随意契約が相当であるか検討が必要である。</p> <p>保守契約についても、特段指摘すべき点はなかったが、一般競争入札による契約を検討すべきである。</p> <p>納入業者がそのまま保守を行うことは、本来的には効率が良いはずであり、安価な費用に収まる可能性が高い。もっとも、「納入業者＝保守業者」ということが当然になれば、本来は調達にかかる費用を保守契約に上乗せして、調達時の入札を行うということも可能となり、競争原理が適切に働かないリスクも生じる。</p> <p>随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき」という例外的なものであることを再確認するとともに、やむを得ず随意契約による場合であっても、下関市随意契約ガイドラインに従った慎重な検討（著作権など排他的権利に該当する場合や密</p>

			接不可分の関係にある場合でもその具体的内容を明示する。) をすることが求められる。
環境部 (環境施設課、奥山工場含む。)			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通) と同様 開発元のサポート期間が終了しているOS (Windows2000、Windows XP、Windows7、8) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。 (廃棄物対策課) 廃棄物対策課のパソコンは、インターネットに接続しない研修用という説明があったが、情報セキュリティの観点から問題があると言わざるを得ない。 なお、廃棄物対策課には直接往査はしておらず、監査資料に基づいて、環境施設課等を通じて質問等をしたのみである。 (奥山工場) 中央制御室等、パソコンの一部のOSがWindows7等のままであった。 焼却炉稼働のためのいわゆる産業用パソコンであり、インターネット接続はないという説明があったが、多数のOSがサポートを終了し、業者からもシステム更新に向けた提案があるとのことであり、早急に改善を検討すべきである。
個	11 (共通)	【意見】NAS (ネットワークHDD) の更新時期 (共通)	NAS (ネットワークHDD) については、導入より5年が経過しており、機器の更新やバックアップについて検討すべきである。 NAS (ネットワークHDD) については、5年から10年と言われており、突然の故障に備えて機器の更新を検討するほか、バックアップについて具体的な措置を検討すべきである。
教育委員会中央図書館			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】 開発元のサポートが終了したOSについて (共通) と同様 開発元のサポート期間が終了しているOS (Windows8) を搭載したパソコンについて、早急にアップグレードまたは廃棄を含めた対応をすべきである。 自動化書庫システムはデスクトップパソコン2台で2016年5月に取得しているが、OS (Windows8) は開発元のサポートが終了している。
個	12	【意見】図書館システムで更新の切れた登録証	図書館システムの登録証は3年更新となっており、期限の切れた登録者の情報もそのまま保存しているとのことであるが、個人情報が含ま

			れているため一定期間(例えば期限切れ後 10 年等)を定め、これを経過した個人情報廃棄することが必要である。
議会事務局議事課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポートが終了したOSについて(共通)と同様 Windows7のパソコンが確認された。
個	13	【指摘】サーバーの外部記録媒体であるSDカードについて	原課で調達・運用されているサーバーの外部記録媒体であるSDカードについて、USBメモリーの受け払いと同様に、適切な管理をすべきである。 下関市行政情報セキュリティポリシー_実施手順書「(外部記録媒体の管理)情報セキュリティ管理者は、所管する課所等で使用する外部記録媒体のうち、データ受け渡し等に繰り返し使用するものについて、外部記録媒体管理台帳(様式第7号)を備え、適切に管理しなければならない。」に違反するものである。受払の台帳を整備するなど適切な管理を行う必要がある。
菊川総合支所			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様 菊川総合支所では独自のシステムが2つあり、これらは完全に独立しており外部のインターネットとは繋がっていない。 しかし、独自のシステムのうち真空ステーションは、平成17年2月に実施された旧下関市と旧豊浦郡4町の市町村合併よりも前から継続して使用されているシステムであり、OSは開発元のサポートが終了しているWindowsXPが使用されていた。
豊浦総合支所			
個	14 (共通)	【指摘】使用中止している古いパソコンについて	開発元のサポート期間が終了し、使用中止している古いパソコンについて、廃棄を含め早急に措置を行うべきである。 使用が終了するパソコンについて、入れ替え前に廃棄に関する調整を行うべきである。また、何らの事情で一時保管せざるを得ない場合であっても施錠管理等の物理的措置が取られるべきである。 テレビ会議室に、使用が終了していたパソコン(「旧道路台帳システム」と記載されたデスクトップパソコン)が保管されていた。 使用を終えたパソコンについては、パソコン自体の盗難、紛失を防ぐとともに、パソコン内

			<p>の情報流失等のリスクを避けるために、下関市行政情報セキュリティポリシー_情報セキュリティ対策基準_第4_1_(7)に従い、遅滞なく廃棄を行う必要がある。そのため、本来、使用を終える前に廃棄に関する調整を行う必要がある。</p> <p>担当課によれば、システムを導入した建設部道路河川管理課の指示を受けた上で行うため、現在は指示があるまでの間、テレビ会議室に一時保管しているとのことであった。</p> <p>しかしながら、前記情報流出等のリスクを避けるためには、廃棄に関して担当課に指示を仰ぐなど積極的な調整がなされるべきである。また、少なくとも、廃棄までは、施錠された場所等で保管するなど適切な管理をすべきである（下関市行政情報セキュリティポリシー_情報セキュリティ対策基準_第4_4_ア）</p>
豊北総合支所			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	<p>2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様</p> <p>総務部総務課に依頼して提出を受けたハードウェアのリストには、Windows XPのIBM製とDELL製については「年度(令和5年度)内に廃棄予定」とあり、同対応をすべきである。</p>
豊田総合支所			
個	14 (共通)	【指摘】使用中止している古いパソコンについて(共通)	<p>14(共通)【指摘】使用中止している古いパソコンについて(共通)と同じ</p> <p>部局課等で独自に購入、リース契約している電子機器については、年一度は棚卸をおこない現物チェックするべきである。自己所有のものは備品台帳(3万円以上)等と照合すべきである。</p> <p>(1) O A室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノートパソコン…1台 建設農林課 ・デスクトップパソコン…2台 市民生活課(豊田町)観光協会のシール VAIO (SONY) <p>(2) 倉庫5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Windows XPのパソコン…1台
下関商業高等学校			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	<p>2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様</p> <p>事務室において、パソコンの一部のOSがWindows7のままであった。</p>
個	15	【意見】フロッピーディスクの利用について	<p>フロッピーディスクの利用については代替手段が検討されるべきである。</p>

			<p>事務室において金融機関との取引に利用されるフロッピーディスク（ドライブ）が確認され、現在も利用されているということであった。</p> <p>フロッピーディスクを使用すること自体は、直ちに下関情報セキュリティポリシーに違反するものではないが、フロッピーディスクが外部の磁気や振動に弱く、データが破損しやすいというリスクがあり、代替手段が検討されるべきである。</p>
個	16	<p>【指摘】インターネット系パソコンのID及びパスワード管理とワイヤーロックについて</p>	<p>インターネット系パソコンのID及びパスワードの管理やワイヤーロックについて、徹底されたい。事務室において、インターネット系パソコンにID及びパスワードを記載した付箋が貼られていた。</p> <p>また、3Sパソコン周辺にIDやパスワードが記載された付箋が多数確認できたほか、ワイヤーロックが確認できないパソコンも確認された。</p> <p>上記各行為は、下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第5__4（3）ア「パスワードは、他人に知られないように管理しなければならない」、第4__4__ア「情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室当で利用するパソコンのワイヤーによる固定…を講じなければならない」に違反する。</p>
個	17	<p>【指摘】私有物と思われるデスクトップパソコン等の持ち込みについて</p>	<p>マルチメディア準備室に記録にない私物と思料されるパソコンについて、持ち込み許可など必要な措置が取られるべきである。</p> <p>マルチメディア準備室に備品台帳にない私物と思料されるパソコンが確認された（ASUS社製のデスクトップパソコン及びDELL製のノートパソコン）。</p> <p>下関市行政情報セキュリティポリシー__情報セキュリティ対策基準__第5__1__（1）__エ「職員等は、支給以外の「端末」、電磁的記録媒体等を原則として業務に利用してはならない」に違反する。</p>
個	18 (共通)	<p>【意見】電子黒板の利用の有効性について（共通）</p>	<p>電子黒板の利用について、有効利用の検証がなされていない。</p> <p>各教室に設置されている電子黒板（1台当たり約13万円、総額211万6,400円）について、往査時も一定の利用がなされていることが確認されたが、利用するか否かについては各教員の判断に委ねられており、具体的な利用状況に</p>

			については検証が不十分であると思料された。授業中を廊下から、2年生、3年生の電子黒板の使用状況を見たが、約50%の使用状況であった。
個	19	【意見】電子機器等のリース契約について	<p>電子機器等のリース契約の一括契約について十分な検証がなされていない。</p> <p>サーバー、パソコン（生徒用、教員用）、タブレットなどの電子機器について、一括でリース契約がなされていた（令和2年2月3日契約、5年間、総額9,754万1,400円、競争入札、入札1者）。</p> <p>情報端末を含む電算機器等については一括リースとすること自体を否定するものではないが（例えばスケールメリットによる価格抑制、保守や管理の容易化など）、その前提として個別契約との対比がなされることが必要である。特に、本件競争入札は、結果として1社の競争入札であったことに鑑みると、応札できる条件が高くなり（中小業者による入札が事実上困難）、適正な調達がなされたか疑問が残るものである。</p>
個	20 (共通)	【意見】独自のHP（ホームページ）のセキュリティの向上について（共通）	<p>独自のホームページについてhttpで作成されており、HTTPS化がなされていない。学校独自のホームページ（http://shimosho.ed.jp/）については、教員により作成されたものであるとのことであったが、HTTPS化（常時SSL）がなされていない。</p> <p>また、ホームページの保守については、一定の専門的知識が必要となることから、一部教員に依存した運用がなされることは好ましくなく、専門部署や専門業者の関与が検討されるべきである。</p>
下関市立文関小学校			
指摘又は意見なし。			
下関市立向山小学校			
指摘又は意見なし。			
日新中学校			
個	18 (共通)	【意見】電子黒板の利用の有効性について（共通）	<p>18（共通）【意見】電子黒板の利用の有効性について（共通）と同様。電子黒板の利用について、有効利用の検証がなされていない。</p> <p>電子黒板38人学級採用のため教室が狭くなったという理由で、電子黒板が、教室内ではなく廊下で保管しているクラスが数件あった。</p>

ボートレース企業局			
個	21	【指摘】執務室内のパソコンのワイヤーロックについて	<p>執務室内のパソコンのワイヤーロックについて、徹底されたい。ワイヤーロックが確認できないパソコンが複数確認された。</p> <p>上記各行為は、下関市行政情報セキュリティポリシー第4_4_ア「情報セキュリティ管理者は、盗難防止のため、執務室当で利用するパソコンのワイヤーによる固定…を講じなければならない」に違反する。</p>
個	22	【意見】ウェブサイト構築等について	<p>ウェブサイト構築等専門的な情報通信分野に関するプロポーザルを実施するにあたっては、知識・経験を有する専門家が関与することが望ましい。</p> <p>ホームページ作成にあたっては、審査項目が「企画性、デザイン、ユーザビリティ、スマホサイト」のみならず、「セキュリティ・サポート、運営コスト、構築コスト」等IT専門家（高度情報処理技術者、ITコーディネータ等）が関与することが望ましい（他課では、情報政策課が関与する例もあり、参考となる。）。</p>
市民部市民サービス課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	<p>2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様</p> <p>市民サービス課は、マイナンバー利用事務系等パソコンを取扱う課であり、情報セキュリティの機密性(情報が権限のない第三者に漏洩しないよう保護すること)の確保が必要であるが、市民サービス課、支所及びパスポートセンターにおいてOSがWindows8.1のパソコンが計19台使用されていた(マイナンバーカード顔認証パソコンで17台、パスポートセンター2台)。これらは完全に独立しており外部のインターネットとは繋がっていないが、Windows8.1は開発元のサポートが終了しているOSである。</p>
個	23	【意見】USBメモリー等受払簿の様式(外部記録媒体管理台帳)について	<p>USBメモリーの受払は、「USB等管理台帳」(受払簿)によって管理されているが、この台帳の様式が市民サービス課独自のものがあつた。USBメモリー等受払簿の様式(外部記録媒体管理台帳)に統一して使用すべきである。</p>
消防局/総務課、予防課、情報指令課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	<p>2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様</p> <p>予防課において、Windows8のパソコンが利用されていた。</p>

個	24	【意見】タブレットパソコンの購入について	<p>タブレットパソコンの購入にあたっての物品選定理由について、消防局が所有し、出動現場での情報整理や記録作業に使用しているものと互換性を持つ同一機種が円滑な運用が可能であるという理由で選択されていた。</p> <p>選定については現場サイドとも協議を行っているとのことだが、各現場における使用状況や機種選択の意見聴取・検討が十分なされていなかった。</p> <p>調達されたタブレットパソコンの活用頻度や選定機種に関する意見を聴取し、次期更新時に向けた検証がなされるべきである。</p>
港湾局経営課、施設課			
個	25	【意見】再委託の合理性の検討について	<p><施設課></p> <p>再委託されている業務は、再構築業務のうち主要な部分を占めていると考えられる船舶入出港管理システム業務及び港湾施設管理システム業務が含まれている。再委託先 2 者はいずれも受託事業者の協力会社であり、市では再委託が主要業務の一部であることは確認していたが、程度や具体的な内容までは把握していなかった。</p> <p>主たる業務が再委託されているのであれば、市は本来、再委託先に直接業務を委託すればよいことになると考えられる。</p> <p>市は、委託先の選定の段階で委託先事業者がどのような業務の実施体制であるのか及び委託業務のうち主たる部分を行えるかどうかを検討する必要がある。</p> <p>委託先の再委託にあたっては、再委託の業務内容、再委託の金額、それができなければ、委託総額に占める再委託金額割合等を確認しておくことが望まれる。</p> <p>委託業務全体に占める再委託金額等割合・重要性を把握し、再委託が妥当であるかどうかについて契約時に、慎重に検討・判断することが望まれる。</p> <p><経営課></p> <p>指摘又は意見なし。</p>
財政部財政課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2 (共通) 【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様

個	11 (共通)	【意見】NAS (ネットワークHDD)の更新時期 (共通)	環境部(環境施設課、奥山工場含む)11(共通)【意見】NAS(ネットワークHDD)の更新時期(共通)と同様
財政部納税課			
個	26	【意見】システムの 調達時の競争入札 について	システムの調達については、複数の応札により競争原理が適切に機能するよう調達過程を検討されるべきである。 債権管理システムの調達時の競争入札において1者のみの応札となっている(1者は辞退)。債権管理システム開発事業者は、多数あるが、多くの開発事業者に対して見積りを求めたり、入札情報等を周知したりするなど競争原理が適切に機能するよう工夫すべきである。
個	27	【意見】システムの 保守についての随 意契約	システムの保守については、漫然と調達業者へ随意契約されることなく、費用対効果について検討されるべきである。 システム保守については、調達業者による随意契約がなされている。随契契約の根拠について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号として、具体的にはシステム保守は、技術面の問題から調達業者でなければ不可能と推察されるとされていた。 しかしながら、調達業者(ベンダー)による保守は、システム構築に関する技術面や知的財産の関係上やむを得ないと考えがちであるが、システムの保守を調達業者以外が行うという事は時折見られるものであり、随意契約により調達業者に保守を任すことはより慎重な検討がなされるべきである。 また、一般的には、調達業者は、当該システムについての知識のみならず経験を有しているものと認められ効率的かつ有効な保守が可能になる(結果として費用も低く抑えられる。) しかし、保守契約が随意契約によってなされることが常態化した場合、調達契約においては落札のために安価に設定し、その後の保守契約によって利益を確保することも可能となるリスクもある。
福祉部保険年金課			
指摘又は意見なし。			
財政部市民税課			
指摘又は意見なし。			
福祉部介護保険課			
指摘又は意見なし。			

総務部契約課			
指摘又は意見なし。			
豊田中央病院			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)	2(共通)【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて(共通)と同様
個	20 (共通)	【意見】独自のHP(ホームページ)のセキュリティの向上について(共通)	下関商業高等学校 20(共通)【意見】独自のHP(ホームページ)のセキュリティの向上について(共通)と同様 病院独自のホームページが開設・運用されているが、HTTPS化(常時SSL)がなされていない。
個	28	【指摘】ネットワーク接続機器等管理台帳の更新について	ネットワーク接続機器等管理台帳の更新を徹底されたい。 ネットワークに接続する情報端末については、「ネットワーク接続機器管理台帳」により管理がされていたが、既に入れ替え済みのパソコンの記載されていた(番号77「事務局パート用」)。台帳は情報端末の管理に欠かせないものであり、適切な管理がなされる必要がある。
個	29	【意見】電子カルテ(システム)の導入の入札について	電子カルテの導入について、特定のシステムを選定した結果、競争入札に応札した業者1者となり、導入コストに関する検討が不十分と思料された。 電子カルテの導入については、選定委員会で複数のシステムが検討されていたが、その後の当該システムの導入は、一般競争入札が行われたものの1者のみの応札となり、その後の保守は随意契約されていた。 同選定委員会の資料を確認したところ、複数の電子カルテを様々な観点から比較検討し、適切なシステムを選定するなど内容に一見して不相当なものは認められなかったが、導入コストに関して検討が不十分である可能性があった(当該システムを選択する場合、1者のみの応札に留まる可能性が高く、コスト面での検討もなされるべきであった)。
個	30	【意見】原課調達のパソコン購入資料	原課調達のパソコン購入資料が確認できなかった。資料について、少なくともパソコン運用中については保管することが望ましい。 平成29年に購入されたとする原課調達のパソコンについて、購入時の資料が確認できなかった。5年の破棄期間が満了したため、廃棄されたものと思われるが、少なくとも当該情報

			端末運用中は書類の保管をするよう検討されるべきである。
個	31	【指摘】 SNS (Facebook) の運用ポリシーについて	SNS (Facebook) の運用ポリシーは、同運用ポリシーに従って公開されるべきである。 Facebook について、「下関市立豊田中央病院公式 Facebook 運用ポリシー (運用開始期間: 令和 2 年 8 月 7 日)」が定められていたが、公開されていなかった。同運用ポリシー第 10 項では「本ポリシーの内容は、病院HPに掲載し、周知する。また、本ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を病院HP等で周知する」とされており、公開がなされるべきである。
上下水道局/企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、浄水課			
個	2 (共通)	【指摘】開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通)	2 (共通) 【指摘】 開発元のサポート期間が終了したOSについて (共通) と同様。 浄水課 監視システムについては、長府浄水場内のみで使用されている。浄水場の更新と併せてシステム更新を行う予定であり、LGWAN及びインターネット等の外部ネットワークと接続されていないため、バージョンアップを行っていないとのことであるが、サポートの終了している Windows XP を搭載したパソコンを使用していることは、情報セキュリティポリシー上、問題である。
こども未来部幼児保育課			
指摘又は意見なし。			
こども未来部こども家庭支援課			
指摘又は意見なし。			
総務部職員課			
指摘又は意見なし。			
出納室			
指摘又は意見なし。			

